

令和7年度 第5回 野田市自治会連合会常任理事会及び理事会 次第

日 時：令和8年2月16日（月）

午前10時から

場 所：市役所8階 大会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 副市長あいさつ

4 議 題

- (1) 避難行動要支援者支援計画の見直しについて
- (2) 自治会等の役員に対する手当等の支払状況に関するアンケートについて
- (3) 自治会掲示板について
- (4) 各種委員の推薦について
- (5) 自治会活動発表会について
- (6) 自治会ガイドブックの改訂について
- (7) 令和8年度のスケジュールについて
- (8) その他（今後の会議の日程等）

5 閉 会

令和7年度 第5回常任理事会及び理事会 資料

(1) 避難行動要支援者支援計画について

資料に基づき、市職員から説明がございます。

(2) 自治会等の役員に対する手当等の支払状況に関するアンケートについて (別紙1参照)

市では、自治会等交付金及び自治会長等報償金（以下「報償金」とします。）について、自治会等や自治会長等の業務を確認し、実態に即した見直しを検討しております。

このうち、報償金の見直しを行うにあたり、各自治会等における役員に対する手当等の支払状況等を把握したいため、アンケート調査を実施して見直しの参考とさせていただくとともに、自治会等の会則等の規約や役員への手当を支給している場合で会則等以外に規定がある場合はその資料のご提供をいただきたいと思いますと考えております。

つきましては、別紙1のとおりアンケート調査（案）を作成いたしましたので、ご審議願います。

なお、今後のスケジュールは、以下のとおりです。

日程	内容
第5回理事会（本日）	アンケート案の審議
第5回理事会終了後	アンケートの郵送 （自治会長等報償金交付決定通知、自治会会長変更届の提出依頼などに同封）
～3月19日まで	アンケート提出期間

(3) 自治会掲示板について（別紙2参照）

自治会が、地域への情報伝達手段として使用する自治会掲示板については、自治会からの申請に基づき自治会へ交付しておりますが、近年では、取扱い事業者が減少しており、対応に苦慮しております。

そこで、市で、今後の対応を検討した結果、以下のとおり補助金制度を設けたいと考えており、自治会連合会の皆様の御意見を伺いたいと考えております。

なお、補助金制度（案）及び今後のスケジュールは、以下のとおりです。

【補助金制度（案）】 ※設置のための工事費用を含む。

設置対象場所	自治会区域内の私有地（私道を含む）又は 占用許可を受けた土地（管理者の承諾を必要とする）
補助金額	新設・建替え 【新設・建替えを対象。工事費用を含む】 経費の10分の10を、5万円を限度に補助 1自治会につき年間1基まで補助する。

※既設掲示板の移設や補修は要協議とする。

【今後のスケジュール（案）】

日 程	内 容
第5回理事会（本日）	補助金制度（案）の審議
令和8年度	補助金交付規則の制定、予算確保
令和8年度中（開始時期は未定）	補助金の交付

（4）各種委員の推薦について（別紙3参照）

- 推薦依頼のあった以下の①～⑤につきましては、「各種委員の選出についての申し合わせ事項」（令和4年2月決議）のとおり、引き続き以下のとおり決定させていただきます。

①野田市市民活動事故判定委員会委員

（関宿 萩原常任理事 留任）

②野田市防災会議委員

③野田市国民保護協議会委員

（新木間ケ瀬 鷺尾副会長 留任）

④野田市自転車等駐車対策等協議会委員

（西部 秦野常任理事 留任）

⑤野田市民生委員推薦会委員

（木間ケ瀬 川村副会長 留任）

⑥野田市まち・ひと・しごと創生専門委員

（五味会長 留任）

※ これまで、⑥については会長あて職とされておりましたが、市企画調整課に確認したところ、会長あて職ではないことが確認できました。一方で、これまでの委員としての継続性を重視し、引き続き五味会長を推薦しようとするものです。

- 上記のほかにも令和8年3月31日までを任期とする審議会等が多いため、本日の理事会以降に推薦依頼のありました審議会等については、引き続き現在の委員を推薦させていただきます。

なお、令和8年度は理事の改選期ではありませんが、理事の交代があった場合には、同地区の理事の後任を推薦することを原則とし、令和8年度第1回正副会長会議又は第1回常任理事会及び理事会にてご審議いただく予定です。

(5) 自治会活動発表会について (別紙4参照)

別紙3のとおり、自治会活動発表会に係るアンケートの集計結果がまとまりましたのでご報告いたします。

令和7年12月19日(金)に自治会活動発表会事業担当者会議が開催され、次年度の開催について以下のとおり今後の方針がまとまりましたので、ご審議願います。

- 令和7年度に開催した自治会活動発表会アンケートの集計結果を重視し、担当者会議において、自治会活動発表会は今後、自治会活動発表会と講演会を1年ごとに開催する、と決定した。
- 令和8年度は、自治会活動発表会を開催する。
 - ・ 令和6年度と同様に、3団体を限度に発表自治会を募集する。
 - ・ 発表のテーマは、①自治会の加入率向上の取組、②防犯の取組、③防災の取組(自主防災組織の立ち上げ、防災訓練など)のいずれかとし、発表自治会が選択する。
 - ・ 発表自治会の募集は、連合会総会の開催通知発送時期(令和8年5月)から行う。
 - ・ 発表自治会には、5万円を交付する。
- 令和9年度は、講演会を開催する。

(6) 自治会ガイドブックの改訂について (別冊参照)

自治会ガイドブックの改訂の原案がまとまりました。

今後のスケジュールは、以下のとおりですが、改訂案に対する修正意見がございましたら、3月13日(金)までにお申し出くださいますようお願いいたします。。

日程	内容
第5回理事会(2月16日)	改訂案の配布
3月13日(金)までに	改訂案に対する修正意見の申し出
3月16日(月)以降	市障がい者雇用室に印刷発注
令和8年4月～配布開始	正副会長 第1回正副会長会議 常任理事・理事 第1回理事会 上記以外 総会 新任自治会長研修 (上記で配布できなかった者には郵送)

(7) 令和8年度のスケジュールについて

市役所会議室の予約調整が終了しましたので、以下のとおりご報告いたします。

行事名	実施時期
監査	4月21日(火) ※会長、副会長、会計、監事の7名が出席
総会	6月21日(日)
新任自治会長研修	7月11日(土)
自治会活動発表会	11月14日(土)
理事会 ①	5月14日(木) 午前又は午後
②	8月20日(木) 午前又は午後
③	9月29日(火)又は30日(水) いずれも午前
④	12月16日(水) 午前又は午後
⑤	2月15日(月)午後又は16日(火)午前又は午後
(参考)	
理事視察研修	①11/19(木)～20(金)、②11/8(日)～9(月)、 ③11/29(日)～30(月)を軸に市バス予約可能日から決定(市バス予約は4月以降)
自治会長一日研修	2月(計2日間。うち1日は土日を検討)を軸に市バス予約可能日から決定(市バス予約は4月以降)

(8) その他

①理事の選出届の提出について

令和8年度は連合会役員の変更期ではありませんが、自治会長の退任に伴い、新たな役員を選出の必要がある地区につきましては、本日、地区の代表の方に依頼文と届出書をお配りしておりますので、事務局までご提出いただきますようお願いいたします。

地区毎に総会の開催時期が異なるため、例年提出期限を記載していませんが、決定し次第、速やかにご提出をお願いいたします。

②令和8年度第1回常任理事会及び理事会の日程について

- ・日 時：令和8年5月14日(木) 時間未定
- ・場 所：市役所8階 大会議室
- ・議 題

- (1) 令和8年度の常任理事の選出について
- (2) 令和8年度野田市自治会連合会総会の開催について
- (3) 令和8年度野田市自治会連合会総会の議案について
- (4) 令和8年度連合会事業の担当者について
- (5) 各種委員の推薦について
- (6) 令和8年度新任自治会長研修について
- (7) 令和8年度自治会活動発表会について
- (8) その他(今後の会議の日程等)

避難行動要支援者支援計画の見直しに向けて

1 見直しの背景と経緯

東日本大震災を契機に災害対策基本法が改正され、避難行動要支援者名簿の作成が義務化された際に、名簿の作成を最優先としたため、制度設計がきちんとされないままスタートしました。

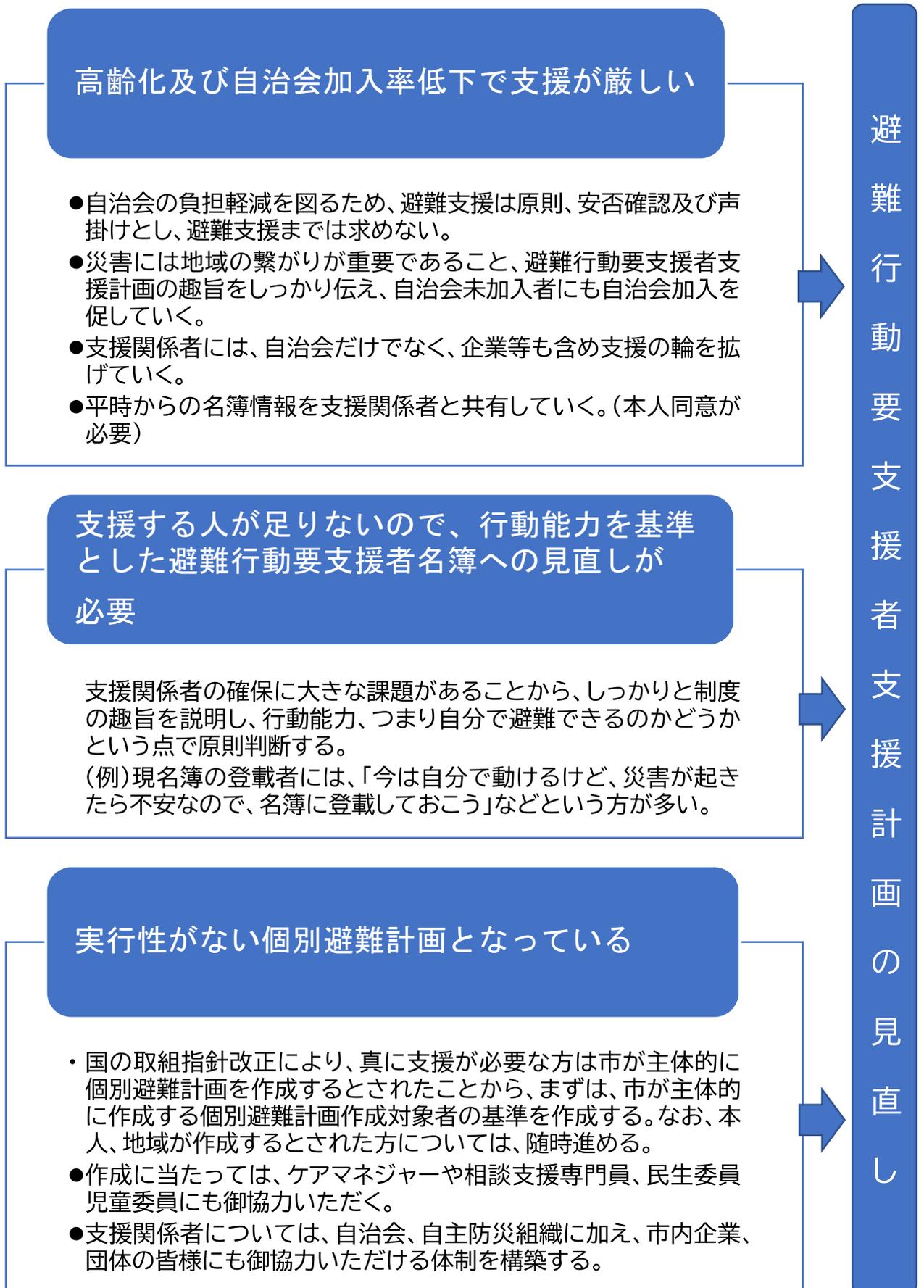
そのため、要支援者及び自治会等の支援関係者の皆様にも十分な説明ができませんまま、名簿及び個別避難計画の作成を自治会等に依頼したことから、個別避難計画の記載も不十分であり、支援の実効性が低いものとなっています。

そのため、現名簿の更新を一旦止め、見直しをしながら、支援の実効性が高いものとしていく必要が生じました。

2 見直しの進捗状況

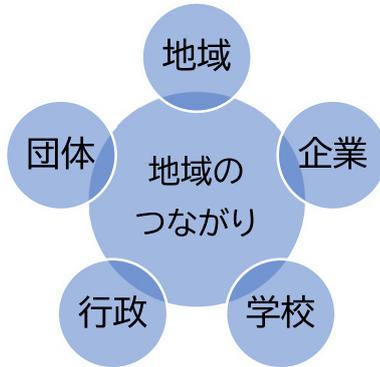
時期	内容
平成 26 年 4 月	災害対策基本法改正により、避難行動要支援者名簿を作成（避難行動要支援者名簿の作成が市町村の義務化）
令和 3 年 5 月	災害対策基本法改正及び国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」改定（個別避難計画の作成が市町村の努力義務化）
令和 7 年 2 月	防災会議で、「避難行動要支援者支援計画の見直し方針」案が承認。現行の避難行動要支援者名簿及び個別避難計画は一旦白紙とし、当面、国基準の対象者により、避難行動要支援者名簿を作成し、名簿掲載者のうち、医療ケア児者、移動が全く困難な方等、優先度の高い方から順次個別避難計画を作成していく。
令和 7 年 4 月 ～ 7 月	ケママネジャー、介護事業者協議会、民生委員児童委員協議会、医師会等との意見交換
令和 7 年 7 月	千葉県個別避難計画策定アドバイザーと協議
令和 7 年 8 月	避難行動要支援者支援計画の見直し方針（基本的な考え方）を自治会連合会常任理事会及び民生委員・児童委員協議会へ説明

3 見直し方針のポイント



4 野田市が進める避難行動要支援者支援計画の枠組み

行政 × 企業 × 団体 × 学校 × 地域



避難行動要支援者支援計画の見直しには、行政だけでは目的を達成することはできません。

関係する皆さんで取組んでいくしかないのです。

また、一度制度を見直せばよいというものではなく、見直しをしながら進めていかないと、災害が発生したときに、十分な力を発揮できないことから、関係する皆様の声を伺いながら進めていきます。

安心の確保

- ・避難所の環境整備
- ・福祉避難所の拡充
- ・企業との人的支援協定締結
- ・福祉関係者との協力(親和性の高いケアマネジャーや相談支援専門員など)

移動支援

- ・バス事業者との協定締結
- ・福祉タクシー事業者との協定締結

地域防災リーダーの育成

- ・防災士資格取得助成制度の活用

防災意識の高揚

- ・防災講話
- ・防災講座

次世代育成

- ・小中学校への防災教育推進



支援の輪拡大

- ・顔の見える関係構築
- ・平時からの見守り

地域コミュニティの活性化

- ・自治会加入促進
- ・地域活動への参加促進

5 令和7年8月以降の見直しに係る検討状況（連合会常任理事会説明後）

(1) 避難行動要支援者名簿への登載要件の変更

- 「避難行動要支援者の要件」のうち障がい者に関する要件を「要配慮者個人としての避難能力の有無」「避難支援の必要性」の観点及び基準上の対象者を明確にするため、次のとおり改めました。

ただし、本基準に改正後にも、申出により支援が必要と認める場合には、名簿対象者とします。

変更前(8月時点要件)	変更後
障がい者手帳所持者のうち、次のいずれかに該当する方であって、施設入所していない方 ・身体障害者手帳1、2級(総合等級)の第1種(心臓、じん臓機能障害のみで該当するものは除く。) ・療育手帳A以上 ・精神障害者保健福祉手帳1、2級 ・自力避難が困難な方 ・避難情報の入手が困難な方 ・避難の判断が困難な方	障がい者手帳所持者のうち、次のいずれかに該当する方であって、施設入所していない方 ・身体障害者手帳1、2級(総合等級)の第1種(心臓、じん臓及び免疫機能障害のみで該当するものは除く。) ・身体障害者手帳体幹機能障害3級(個別等級) ・療育手帳 A 以上 ・精神障害者保健福祉手帳1級

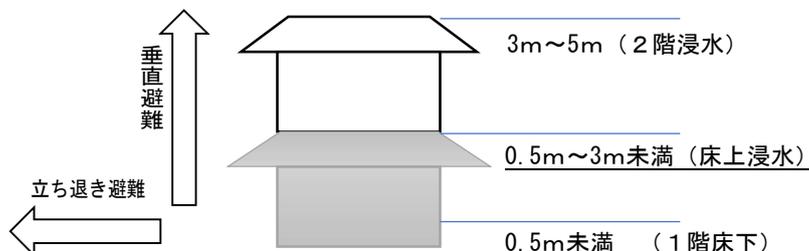
(2) 市が主体的に策定する個別避難計画の対象範囲の変更

- 市が主体的に策定する「個別避難計画」の対象となる浸水想定区域について、浸水想定区域2m以上の特定が、市の入手できるデータでの対応が難しいことが判明したため、浸水想定区域3m以上に改めます。

※ 浸水想定区域3mとは、一般的に2階の床下に相当する高さです。

実際には、建物の構造等により異なりますが、あくまでも一つの基準として用いるものとなります。

建物の浸水想定（避難は建物の構造などによって違いがあるので、この図は一つの例を示したものです）



(3) 支援関係者等意見交換会の実施

- 支援関係者の皆様との意見交換の場を設け、実効性のある制度運用ができるよう努めます。

4月又は5月に、自治会連合会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、消防等の代表者の皆様にお集まりいただく場を準備していきます。

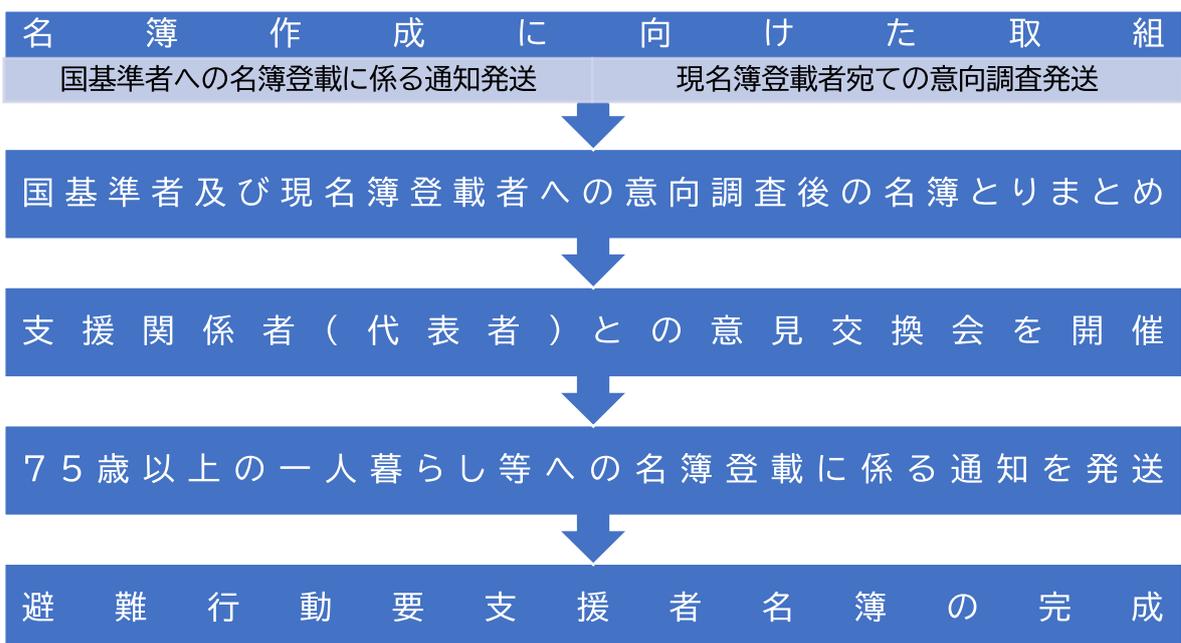
6 今後の進め方

本方針に基づき、遅くとも年内を目途に、まずは市が主体的に、真に支援が必要な皆様の個別避難計画から、順次作成をしていきます。

そのため、まずは、避難行動要支援者名簿を作成していく必要があるため、次のとおり進めてまいります。

時期	内容	備考
2月下旬	避難行動要支援者名簿登載者のうち障がい者手帳所持者及び要介護認定3以上の方(以下、「国基準者」という。)への名簿登載に『同意』いただくための文書と、現在市が保有している避難行動要支援者名簿登載者の方宛てに見直し後にも名簿登載に『同意』いただくかの意向確認の調査を実施	国基準者 約 3,300 人 意向確認調査対象 約 2,000 人
3月下旬	2月の発送通知で回答のない国基準者の方に勧奨通知を発送	対象者数 未定 ※未回答を減らすため、市報等により周知していきます。
4月 又は 5月	支援関係者等との意見交換会を設置 個別避難計画作成の進め方などの意見を伺う	※支援関係者との意見交換会の詳細は今後調整していきます。
8月以降	避難行動要支援者のうち 75 歳以上の一人暮らし高齢者又は 75 歳以上のみ世帯の方宛てに名簿登載に『同意』いただくかの意向確認のための文書を発送	対象者数 未定

名簿作成の流れ(予定)



※ 支援関係者との意見交換会の詳細は今後調整していきます

7 自治会の皆様へのお願い

避難行動要支援者支援計画は、『**地域とのつながり**』が重要となってきます。まずは、できることから実施していくなど支援する側の負担軽減も必要となってきます。

要支援者への支援は、未来の自分を助けることにもつながってくることから、御理解、御協力をお願いします。

市では、まず避難行動要支援者名簿の見直しからスタートいたしますので、次の点に御協力をお願いします。

(1) 避難行動要支援者名簿への登載同意勧奨について

ア. 2月下旬に「要介護認定3以上の所持者」「障がい者手帳所持者」の方に対して、避難行動要支援者名簿への登載の同意勧奨通知を発送する予定となります。

市では、市報等でも周知していきますが、地域にお住いの方々からお問い合わせを頂いた場合は、同意への勧奨に御協力を頂きたいをお願いします。

イ. 同時期に現名簿に登載されている方で、今般の見直しにより非該当となる方に名簿登載継続の意向確認の調査を実施します。

「要配慮者個人としての避難能力の有無」「避難支援の必要性」を基に、引き続き支援が必要な方は、名簿登載を継続しますので、本人の状況から支援が必要な方からお問い合わせを頂いた場合は同意への勧奨に御協力を頂きたいをお願いします。

※ 市の名簿登載が非該当となったとしても自治会様で独自に避難行動要支援者の名簿を作成している場合には、引き続きそちらの名簿上では避難行動要支援者の方として取り扱っていただくことは問題ございません。

(2) 支援関係者への御協力について

自治会等の皆様の負担軽減を目的に、避難支援を「安否確認及び声掛け」と「避難誘導」に分けて考えた仕組みづくりを行っておりますが、実際の災害時には、地域の皆様の御協力(共助)が不可欠となります。今後の個別避難計画策定の際には、要支援者に対する支援として「安否確認及び声掛け」のみでも支援関係者として御協力を頂きたいをお願いします。

(3) 自治会加入促進について

避難行動支援者支援計画の見直しの大きな目的は、地域のつながり、地域の輪を広げることにあります。そのため、避難行動要支援者名簿登載への同意や現名簿登載者の意向確認の通知を発送する際には、自治会加入をお願いする「自治会に入会しましょう」のリーフレットを同封いたします。

同封に当たっては、自治会加入者、未加入者を問わず同封しておりますので、御了承ください。

令和7年8月21日

避難行動要支援者支援計画の見直しについて

このことについて、本年4月から避難行動要支援者支援計画の見直しを進めており、関係者の皆様、千葉県個別避難計画策定アドバイザーのご意見、ご協力いただき、見直し方針が定まりましたので、説明させていただくものです。

また、自治会長の交代等もあることから、「1 前回、3月に開催した自治会連合会常任理事会での報告内容」において、これまでの経緯をご説明させていただきます。

1 前回、3月に開催した自治会連合会常任理事会での報告内容 (市ホームページに掲載している内容となります)

令和7年2月18日に開催した防災会議において、「避難行動要支援者支援計画の見直し方針」案が承認されたことから、現行の避難行動要支援者名簿及び個別避難計画は一旦白紙とし、当面、国基準の対象者により、避難行動要支援者名簿を作成し、名簿掲載者のうち、医療ケア児者、移動が全く困難な方など優先度の高い方から順次個別避難計画を作成していく。

注：「一旦白紙」とは、現在の取組を見直すということです。

また、自治会、民生委員児童委員、福祉、医療等の避難関係者と、野田市の実情に応じた計画作成後の運用も含めた制度設計の協議を進めていく。

(1) 現行の避難行動要支援者名簿

- 平成26年4月1日施行改正災害対策基本法に基づく。
- 避難行動要支援者名簿の作成（法により義務化）

野田市では、(1)から(5)の国基準に加え、高齢者のみ世帯、その他の要介護、障がい、難病患者及び乳幼児、妊婦、外国人のうち本人等から申し出があり、市長が避難支援等の必要を認める方も名簿に掲載

- (1) 要介護認定3～5
- (2) 身体障害者手帳1、2級（総合等級）の第1種
（心臓、じん臓機能障害のみで該当するものは除く）
- (3) 療育手帳A以上知的障がい者
- (4) 精神障害者保健福祉手帳1、2級
- (5) 障害福祉サービス利用難病患者

- 令和6年4月1日現在名簿掲載者数

国基準 (1) から (5)	市基準	合計
1,379人（うち756人が不同意）	2,884人	4,263人

(2) 現行の個別避難計画

- 個別避難計画の作成
名簿掲載者について、本人同意の上、主に自治会、自主防災組織等が個別避難計画を作成し、市に提出する。
- 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の避難支援等関係者への提供
本人同意がある方については、平常時から自治会等の避難支援等関係者に提供するが、本人同意の得られないものについては、災害時のみ提供する。

個別避難計画作成数（令和6年4月1日現在）
845 件

(3) 現行の課題

東日本大震災を契機に災害対策基本法が改正されたことから、避難行動要支援者名簿の作成を最優先としたため、制度設計がきちんとされないままスタートした。

このため、市も要支援者及び自治会等の支援関係者に十分な説明ができないまま、名簿及び個別避難計画の作成を自治会等に依頼することとなった。

具体的には、次のような課題があります。

- 基本的に自治会等で対応する体制となったことから、名簿や個別避難計画の加除等の管理が、市において極めて不十分なものとなり、コロナ禍にも対応できず、現在、名簿の更新もされず、自治会等への名簿の提供も行われていない。
- 地域によるばらつきが大きく、名簿の引継ぎが十分でない地域もあると考えられる。
- 一人でも多く支援したいとの考えから、市独自基準を加えたが、基準では、「本人から申し出があったもののうち、市長が避難支援等必要を認めるもの」とあるが、本人の意向を尊重し、基本的に必要性を認めたため、結果として、安心感のために申し出する方など必ずしも避難支援の必要性がない方が含まれている。
- 個別避難計画についても、当時の国の指針（平成25年8月）では、「市町村が避難行動要支援者と具体的な打合せを行いながら策定することが望まれる」とあったが、作成を最優先としたため、自治会等にすべて任せることとした。このため次のような事例も多くみられ、計画の実行性に問題がある。

- 避難支援者の記載がないものが多い。
- 「避難時に配慮しなくてはならない事項」「求める支援の内容」が空欄となっている計画が多い。
- 同じ避難支援者が、複数の要支援者を支援することになっているため対応ができない。
- 同居家族や近所に住む親族が避難支援者となっている。
- 高齢者の場合に、夫（妻）が避難支援者となっている事例も見られる。
- 乳幼児の個別避難計画では親・祖父母などの同居家族が避難支援者となっている。
- 国基準の要支援者では、半数以上が不同意となっており、災害時提供のみでは、支援の実効性が低い。
- 自治会等を基本としているが、自治会の加入率が低下しているため、自治会未加入の方も含めた対応が必要となっている。

2 野田市の見直し方針に向けた取組について

本市の見直し方針を策定するため、個別避難計画作成業務と親和性が高い日常的な福祉活動の担い手であるケアマネジャーや介護事業者協議会の皆様にご意見を伺うとともに、民生委員児童委員協議会や医師会への説明、千葉県個別避難計画策定アドバイザーとの打合せなど、様々な団体等にも、ご意見を伺いながら、見直し方針の策定に向けて取り組んでまいりました。

(令和6年度)

- | | |
|----|-------------|
| 2月 | 野田市防災会議で説明 |
| 3月 | 自治会常任理事会で説明 |

(令和7年度)

- | | |
|-------|---|
| 4月 | 介護支援専門員（ケアマネジャー）との意見交換 |
| 5月 | 介護事業者協議会意見交換 |
| 6月 | 民生委員児童委員協議会説明 |
| 7月 | 医師会理事会説明 |
| 7月 | 自治会、自主防災組織に対する実態調査
(自治会連合会長、副会長を含む5団体) |
| 7月 | 千葉県個別避難計画策定アドバイザーとの打合せ |
| 8月21日 | 自治会連合会常任理事会に対する市の方針案説明 |

3 避難行動要支援者支援計画の見直し方針について

近年、各地で震災や台風、大雨などの風水害が甚大な被害を及ぼすなか、自力で迅速な避難行動をとることが困難な方が、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、安全かつ速やかな避難行動がとれるよう、支援体制を強化していく必要があります。

そこで、本市では、高齢者や障がい者など、自力で避難が困難な避難行動要支援者の避難支援（安否確認及び声掛け、避難誘導）を行うために、地域、企業、学校、行政が一体となった野田市独自の避難行動要支援者支援計画を策定すべく、関係機関と協力・連携して、令和7年度末までに仕組みづくりを行っていきます。

さらに、本市が抱えてる課題解決に向け、自治会等の皆様の負担軽減を目的に、避難支援を「安否確認及び声掛け」と「避難誘導」に分けて考えた仕組みづくりを行い、避難誘導支援者の確保を災害時応援協定に基づき、企業や学校等にもお願いしていくとともに、避難行動要支援者の制度趣旨をしっかりと伝え、自治会加入促進につなげていくように進めてまいります。

※ 避難誘導とは、安否確認及び声掛けを含め「避難」に導くことをいう。

具体的な考え方については、次のとおりとなります。

① 要配慮者（災害対策基本法第8条第2項第17号）

「高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」をいう。

つまり、災害が発生した時に特に配慮や支援が必要となる者をいう。

② 避難行動要支援者名簿の登載について

災害対策法第8条第2項第17号に規定する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者を「避難行動要支援者」として名簿に登載する。

つまり、要配慮者のうち「要配慮者個人としての避難能力の有無」「避難支援の必要性」を総合的に勘案した者となる。

なお、災害対策基本法に規定する「避難行動要支援者名簿」として、次の2種類の名簿を作成する。

ア. 災害時名簿

災害対策基本法で個別避難計画の作成が義務付けられている名簿をいう。

イ. 同意者名簿

災害発生に備え、事前に地域の避難支援関係者等に、年1回提供するための名簿であって、「ア」に掲げる災害時名簿に登載された避難行動要支援者のうち、本人の同意を得た者を登載した名簿をいう。

野田市の「避難行動要支援者」の要件は次のとおりとなります。

避難行動要支援者の要件	備考
ア. 要介護3以上の認定を受けており、施設入所していない方	
イ. 障害者手帳所持者のうち、次のいずれかに該当する方であって、施設入所していない方 <ul style="list-style-type: none"> ・ 身体障害者手帳1、2級（総合等級）の第1種（心臓、じん臓機能障害のみで該当するものは除く） ・ 療育手帳A以上 ・ 精神障害者保健福祉手帳1、2級 ・ 自力避難が困難な方 ・ 避難情報の入手が困難な方 ・ 避難の判断が困難な方 	「イ」のうち、自力避難が困難な方、避難情報の入手が困難な方、避難の判断が困難な方等の判断については、市が保有する障害支援区分の認定調査等をもとに、判断する。
ウ. 75歳以上のひとり暮らし高齢者で、自力避難が困難かつ同意をする方 エ. 75歳以上のみの世帯で、自力避難が困難かつ同意をする方	「ウ」「エ」の方について、「自力避難が困難かつ同意をする方」の判断は、民生委員・児童委員にご協力いただき、実施するものとする。また、市が自治会未加入者の加入促進を促していくとともに、実態調査の中でもお願いし、地域で助け合えるような体制につなげていく。
オ. その他、特に災害時に支援が必要と市長が認める方 ※ 要配慮者のうち外国人、乳幼児、妊婦等については、原則、避難行動要支援者の対象範囲に含めないこととする。ただし、外国人や乳幼児、妊婦等については、それぞれの身体の状態や被害の状況等により、避難支援が必要になることも想定されるので、市保有の情報や実態調査等により情報等の把握に努めるとともに、必要に応じて、「その他、特に災害時に支援が必要と市長が認める方」として、名簿に登載する。	「オ」の方について、中核地域生活支援センターのだネット及び地域包括支援センターと協力して基準作成していく。

③ 個別避難計画の策定について

避難行動要支援者名簿に登載されている方（「避難行動要支援者の要件」に当てはまる方）で、ハザードエリア（浸水想定区域、土砂災害特別警戒区域等）に居住し、次のことに同意された方を原則とする。

なお、個別避難計画の策定に当たっては、市が主体的に策定することとしており、現在、個別避難計画作成業務と親和性が高い日常的な福祉活動の担い手であるケアマネジャーなどへの委託を検討していく。

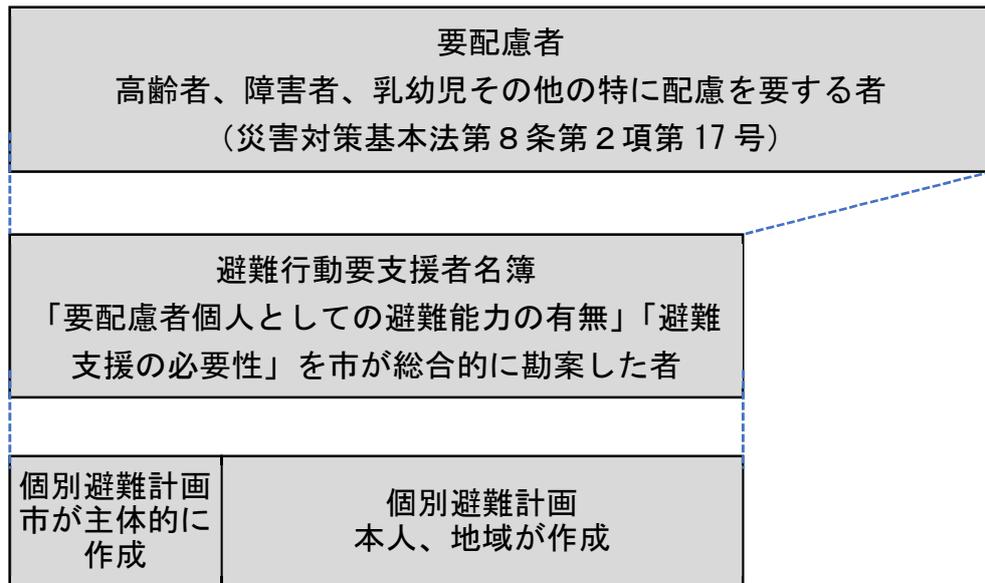
※ 対象者の方やそのご家族の方、対象者の方と係わるケアマネジャーの方等に取り組の趣旨をご理解いただくとともに、次の「ア」から「ウ」までに同意いただいたことを確認できるように同意書の提出にご協力いただけるよう進めていく。

※ 浸水想定区域の指定については、浸水想定2メートル以上（1階軒下）が想定されるエリアに居住している方等をはじめ、順次、範囲を拡大して作成していきます。
「避難」とは「難」を「避」けることであり、安全な場所にいる人は、「避難所」に行く必要はないことを計画作成時に改めて確認し、ハザード状況に応じて家屋の2階への避難（垂直避難）等も有効な避難先として推奨していく。
注：現段階では方針となるため、具体的な人数は実態調査とあわせ人数の把握に努めていく。

（同意いただく内容）

- ア. 平常時から名簿情報を避難支援等関係者（民生委員・児童委員、自治会又は自主防災組織、社会福祉協議会、災害時応援協定に基づく避難誘導支援を実施いただく企業など）と共有すること。
- イ. 個別避難計画を作成すること及び作成した個別避難計画を避難支援等関係者に共有すること。
- ウ. 自治会又は自主防災組織の皆様に行っていただく避難支援については、それぞれの自治会又は自主防災組織の避難支援の実情に応じて実施いただくものの、原則として、「声掛け」「安否確認」となり、個別避難計画書に記載いただいた支援者は法的な責任や義務を負うものではないこと。なお、市内企業や学校などとの災害時応援協定に基づく避難誘導支援についても同様とすること。

(個別避難計画作成者のイメージ)



※ 個別避難計画策定に当たっては、前述に記載の「同意」が前提となります。市では、自治会加入促進による地域での助け合いの輪を拡げるとともに、同制度の趣旨をご理解いただき、同意いただけるよう進めていきます。

④ 野田市独自の取組について

個別避難計画策定に伴い、自治会加入世帯の高齢化により、担い手となる支援者の確保が困難であること、自治会未加入者への支援が困難であることとの意見を受け、自治会等の課題解決及び負担軽減を図ることを目的として、次のとおり進めていく。

ア 自治会加入促進

個別避難計画の策定に当たり、地域での助け合いの輪を拡げていくため、自治会未加入者の方に対し、自治会加入を促していく。

(自治会加入率向上に向けた取組)

イ 担い手となる支援者(避難誘導支援者)の確保

市内の企業や学校等との災害時応援協定に基づく、避難誘導支援者の確保を進めていき、自治会の負担軽減を図るほか、地域の方々だけではなく、企業、学校、行政が一体となった支援を進めていく。

⑤ 今後の方向性について

本見直し方針は、市が策定をする個別避難計画となることから、本人、地域が策定する個別避難計画については、計画対象者ご自身や、家族等の支援者が作成する「セルフプラン方式」による作成を進めるほか、作成支援者が必要な方の個別避難計画の作成に当たっては、自治会の皆様のご意見をアンケートさせていただくとともに、関係団体などの多様な主体のご協力をいただき作成を進めていく。

野市生第●●●号
令和8年●●月●●日

自治会長 様
文書配布団体代表者 様

野田市市民生活課長

自治会等の役員に対する手当等の支払状況に関するアンケートについて（依頼）

残寒の候、貴職におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。また、日頃から市政運営に格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、野田市では、自治会に対する自治会等交付金、自治会長等に対する自治会長等報償金と分けてお支払いしている現状について、自治会等における市報や行政文書の配布等の実情に即した見直しを検討しております。

つきましては、貴自治会等での役員に対する手当等の支払状況をお伺いし、見直しの参考とさせていただきたく、別紙のとおりアンケート調査を実施いたしますので、ご協力くださいますようお願いいたします。

また、貴団体の会則等の規約のご提供をいただきたく併せてお願いいたします。

なお、自治会等交付金、自治会長等報償金の合計額（1世帯合計1,000円）の減額を検討しているものではございませんので、念のため申し添えます。

記

1 提出期限

令和8年3月19日（木）

2 提出書類

- (1) 自治会等の役員に対する手当等の支払状況に関するアンケート（同封書類）
- (2) 会則の写し
- (3) 会則以外の規定など（アンケート【問3】において、自治会の会則以外で手当の金額を「決めている」と回答した自治会のみ）

3 提出方法 次の（1）から（4）までのいずれかの方法でご提出ください。

- (1) 郵送提出……同封の返信用封筒で返信してください。
- (2) 窓口提出……市役所2階市民生活課
- (3) F A X提出…以下の宛先、番号に送信してください。
（宛先）野田市役所市民生活課コミュニティ係
（番号）04-7123-1737
- (4) メール提出…以下の自治会提出専用メールアドレス宛に送信してください。
また、メールの本文に自治会名、担当者名、担当者の電話番号も必ずご記入ください。

（アドレス）jichikaisenyoun@mail.city.noda.chiba.jp

問合せ先 野田市市民生活課コミュニティ係 久保
電話 04-7123-1083（直通）

自治会等の役員に対する手当等の支払状況に関するアンケート

自治会等名称	
回答者氏名	
電話番号	

以下の設問につきまして、ご回答ください。

【問1】（全ての方がご回答ください。）

月に2回市から配布している市報などの配布は、どなたが行っていますか？
次の選択肢の中から、一つお選びください。

<回答欄>

- 1 自治会長等が一人で行っている。
- 2 自治会長等、他の役員（班長を含みます）が分担して行っている。
- 3 自治会長等以外の役員が一人で行っている（自治会長等は配布に参加していない）。
- 4 自治会長等以外の役員が分担して行っている（自治会長等は配布に参加していない）。
- 5 その他（具体的に ）

【問2】（全ての方がご回答ください。）

市から支払っている自治会長等報償金は、どのように使われていますか？
次の選択肢の中から、一つお選びください。

<回答欄>

- 1 自治会長等の報酬になっている（自治会の収入にはしていない）。
- 2 一部または全額が、自治会の収入になっている。
- 3 その他（具体的に ）

【問3】（全ての方がご回答ください。）

自治会等の会費から、役員（例えば会長、副会長、会計、班長など）に対し、自治会等から手当（報酬。以下「手当等」とします）を支払っていますか？

<回答欄>

- 1 はい
- 2 いいえ（質問は以上になります）

（裏面に続く）

【問4】（問3で「はい」と回答した方のみ、ご回答ください。）

記入例を参考に、役員ごとに役員名、手当等の金額をご記入ください。

<記入例>

会長	年額 50,000円
副会長	年額 20,000円
班長	年額 5,000円

<回答欄>

【問5】（問3で「はい」と回答した方のみ、ご回答ください。）

問4で回答いただいた手当等について、自治会等の規定などで金額を決めていますか？

<回答欄>

- 1 決めている（会則以外の規定などで金額を決めている場合は、その規定などの写し
もご提供くださいますようお願いいたします）
- 2 決めていない

ご協力ありがとうございました。

自治会掲示板について

- 現在作成している自治会掲示板
(大きさ 縦 2500mm×横 1200mm (掲示面有効寸法 縦 900mm×横 1200mm))



各種委員の推薦について

令和8年2月16日現在

NO	名称	任期	人数	委員氏名	委員の所属地区	備考(委員の条件等)	事務局
1	野田市総合計画審議会委員	R3.7.20 ~ R5.7.19	1人	・五味 良仁		会長あて職	企画調整課
2	野田市行政改革推進委員会委員	R6.6.1 ~ R8.5.31	1人	・山中 一則	南部第一		行政管理課
3	野田市市民活動事故判定委員会委員	R6.4.1 ~ R8.3.31	1人	・萩原 和敏	関宿		市民生活課
4	野田市消費者行政連絡会委員	R7.4.1 ~ R8.3.31	1人	・鈴木 勇	上花輪・太子堂		市民生活課
5	野田市防犯組合役員(副組合長)	R7.4.1 ~ R9.3.31	1人	・五味 良仁		会長あて職 (副組合長は連合会長職)	市民生活課
6	野田市防災会議委員	R6.4.1 ~ R8.3.31	1人	・鷲尾 真由美	新木間ヶ瀬	防災会議と国民保護協議会は同じ人で女性	危機管理課
7	野田市国民保護協議会委員	R6.4.1 ~ R8.3.31	1人	・鷲尾 真由美	新木間ヶ瀬		危機管理課
8	野田市交通安全対策協議会委員	R7.9.7 ~ R9.9.6	1人	・五味 良仁		会長あて職	市民生活課
9	野田市自転車等駐車対策協議会委員	R6.3.1 ~ R8.2.28	1人	・秦野 敏雄	西部		市民生活課
10	野田夏まつり躍り七夕実行委員会委員	R7.5.22 ~ R8.5.21	1人	・渡邊 建樹	3ヶ町	3ヶ町あて職	商工観光課
11	野田市清掃工場等環境保全協議会委員	R7.2.1 ~ R9.1.31	4人	・山中 一則 ・石原 義雄 ・青木 邦夫 ・本田 正則	南部第一 川間 福田 二川	南部、川間、福田の各地区及び、関宿地域で固定。(その地区のあて職)	清掃計画課
12	廃棄物減量等推進審議会委員	R7.10.24 ~ R9.10.23	2人	・羽富 倭之 ・福田 正	3ヶ町 中野台・堤台		清掃計画課
13	野田市公共下水道運営審議会委員	R6.9.1 ~ R8.8.31	3人	・福田 正 ・渡辺 純一 ・本田 正則	中野台・堤台 清水 二川	下水道供用地区在住で下水道使用者・旧関宿町区域から1名	下水道課
14	野田市営住宅入居者選考等委員会委員	R5.11.30 ~ R7.11.30	1人	・鈴木 勇	上花輪・太子堂		営繕課
15	野田市地域福祉計画審議会委員	R7.4.1 ~ R9.3.31	1人	・鈴木 剛	南部第二		生活支援課
16	福祉のまちづくり運動推進協議会委員	R6.4.1 ~ R8.3.31	2人	・渡辺 純一 ・清水 拓司	清水 中央東		生活支援課
17	野田市民生委員推薦会委員	R5.3.1 ~ R8.2.28	1人	・川村 春樹	木間ヶ瀬		生活支援課
18	野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進等委員会委員	R7.4.1 ~ R9.3.31	2人	・鈴木 剛 ・秦野 敏雄	南部第二 西部		介護支援課
19	野田市児童福祉審議会委員	R7.7.15 ~ R9.7.14	1人	・小倉 幸雄	七光台		児童家庭課
20	野田市要保護児童対策地域協議会委員	R7.4.1 ~ R9.3.31	1人	・小倉 幸雄	七光台		子ども家庭総合支援課
21	野田市人権・男女共同参画推進審議会委員	R6.4.1 ~ R8.3.31	1人	・駒崎 文男	東部		人権・男女共同参画推進課
22	野田市青少年問題協議会委員	R6.8.1 ~ R8.7.31	1人	・萩原 和敏	関宿		生涯学習課
23	野田市文化センター運営審議会委員	R6.11.1 ~ R8.10.31	1人	・清水 拓司	中央東		生涯学習課
24 (25)	野田市社会福祉協議会 理事 (野田市共同募金会 理事)	R7.6.24 ~ R9.6.23	2人	・五味 良仁 (副会長) ・川村 春樹		・副会長は会長のあて職	社会福祉協議会
26 (27)	野田市社会福祉協議会評議員 (千葉県共同募金会野田市支会評議員)	R7.6.24 ~ R9.6.23	2人	・石原 義雄 ・藤井 光之	川間 北部	・社協委員就任者は、共同募金会委員も兼務。	
28	あおいそら運動推進委員会委員	R3.6.5 ~ R5総会日	1人	・五味 良仁		会長あて職	興風会館
29	野田市消防委員会委員	R7.10.1 ~ R9.9.30	2人	・駒崎 文男 ・青木 邦夫	東部 福田		消防本部
30	野田市まち・ひと・しごと創生専門委員	R3.4.1 ~ R8.3.31	1人	・五味 良仁			企画調整課
31	野田市コミュニティバス等対策審議会委員	R7.7.18 ~ R9.7.17	1人	・本田 正則	二川	条件あり	交通政策室
32	野田市特別職報酬等審議会委員	R6.4.1 ~ R8.3.31	1人	・鷲尾真由美	新木間ヶ瀬	女性	人事課

※網掛け部分が今回の議題に係る委員です。

自治会活動発表会 アンケート集計

別紙 4

● 回収状況

発表会参加者数	94人
アンケート回収数	77人
回収率	81.9%

A. 今日の発表会の内容について

1	共感でき、参考になった	66人	85.7%
2	だいたい共感でき、参考になる部分もあった	10人	13.0%
3	あまり共感できず、参考になる部分も少なかった	0人	0.0%
4	共感できず、参考にならなかった	0人	0.0%
無回答		1人	1.3%
合計		77人	

B. 今後の発表会について

1	市内自治会の活動発表会を開催してほしい（昨年度の形がいい）	5人	6.5%
2	市内自治会の活動発表会、講演会の両方を同じ日に開催してほしい（2部制）	9人	11.7%
3	市内自治会の活動発表会、講演会を1年おきに開催してほしい	33人	42.9%
4	市内自治会の活動発表会は止め、講演会を開催してほしい（今年度の形がいい）	22人	28.6%
5	その他	2人	2.6%
無回答		6人	7.8%
合計		77人	

令和7年度自治会活動発表会 アンケートまとめ

一連 番号	A	B	自由意見
1	1	4	
2	1	3	ショートメールを使った緊急連絡システムの充実は素晴らしい。 黄色のタオルを配布したが文字は印刷しませんでした。 今後、地震を中心とした災害・防災対策の話も聞きたい です。是非計画して下さい。
3	1	4	
4	1	3	
5	2	3	
6	1	4	定年60から65歳、男女同権、夫婦共働き等、国策に より若い人達が活動に入ってこない。現在役員は74歳 以上となって新しい役員は、皆ことわられてしまうのが 現状です。回答不要です。
7	1	1	
8	1	2	
9	1	3	女性の活躍が必要との事、ただし、現在は、女性も社会 進出をしているので、なかなか頼ることは難しいと感じ ています。対策があれば良きアドバイスを。
10	1	3	防災意識が、まだまだ低い傾向にあります。
11	1	3	
12	2	2	
13	1	3	新興住宅地の為、住民間のつながりが弱いのが、当自治 会の弱点と考えていました。本日の講演を参考に防災活 動を起点として共助ができる環境づくりができると良い と感じました。
14	1	3	大変参考になりました。自治会でも検討・導入したいこ とは、SMS、班長・女性の活用、無事タオル。ありが とうございました。
15	2	4	
16	1	4	
17	1	5	昨年度については、参加しておりませんので比べるこ とが出来ません。お任せいたします。
18	1	無回答	
19	1	3	自主防災活動の重要さと、今までの自分たちの防災会の 内容を洗い直して、再構築できればと思います。
20	1	2	行政が言いにくい本音の部分（公助や共助の前提には自 助が一番大切であること）をはっきり説明してくれたの で、とても良かったと思う。今後も実体験者のお話を聞 きたいなあと考えた。
21	1	4	
22	1	3	
23	1	3	
24	1	4	

令和7年度自治会活動発表会 アンケートまとめ

一連 番号	A	B	自由意見
25	1	4	地域コミュニティ、準備の必要性和大切さを再確認できた良い講演会であった。家族の避難行動計画（マイタイムライン）は、とても良いものと思い、実際に作ってみようと思いました。「無事ですタオル」も簡単に良い取り組みと感じた。
26	1	無回答	
27	1	無回答	最近、危機感が足りなかったです。防災意識を持つようにします。災害が来ないと、また風化してしまうかもしれないです。
28	1	3	
29	1	3	
30	2	3	
31	1	無回答	若人方の活動状況（例）の具体的な活動が知りたい！組織作りと運用について。訓練の方法と参加者を集う方法
32	1	3	今回の常総市の防災対応は、大変ためになった。自助への意識が薄く、これではいけないと反省した。
33	1	3	
34	1	3	本日の内容を、すべて見える（見ることが出来る）ようにしてほしい。内容が大変参考になる事項があり自治会員へ知らしめたい内容なので。
35	1	2	
36	2	3	
37	1	3	必要性（メール・マイタイムライン）は、充分わかるが切迫感がないため（私を含め役員・自治会員）やるか！という事にならない。どうしたら重い腰を上げるか、あげられるか。事が起こってからやるか、いやだめだ、悩む。次年度の事業部案にあげやるしかない。
38	1	2	
39	1	3	防災活動について自助・共助の大切なことが分かりました。
40	1	2	
41	1	3	
42	1	4	
43	1	1	SMSの利用について、個人携帯番号の管理はどうされていますか？（守秘義務）
44	2	4	近隣住民との日頃からの関係作りが大事だと再度思いました。
45	1	無回答	
46	1	3	自助の欠落が多いことに大いに気づきました。自治会長として、自身としてやれることをやっていきたいと考えます。
47	1	3	本日は大変参考になりました。ありがとうございました。ところで、私ども自治会の会員を連れて、来年5月24日に根新田自治会に研修を予約しています。
48	1	4	自助の重要性が大変参考になった（地震の防災訓練への参加率が低いため）。

令和7年度自治会活動発表会 アンケートまとめ

一連 番号	A	B	自由意見
49	1	4	
50	1	2	
51	1	3	
52	1	2	本日は、防災について実際に災害にあわれた話を聞き、大変参考になりました。私は、須賀講師からの話は今回2回目なので、今後の活動に生かして活動したいと考えています。ありがとうございました。
53	2	4	SMSによる一斉送信システムが参考になった。取り込めるか検討したい。自治会加入者減、脱会者増で防災意識（団体）の低下が心配。
54	1	3	
55	1	4	
56	1	4	
57	1	4	非常にためになる講演でした。お隣の市なので、とても共感できました。
58	1	3	
59	1	4	
60	1	3	
61	1	3	本日の講演は、大変有意義でした。また、多種多様な講演の企画を望みます。
62	1	1	
63	1	3	
64	1	4	
65	1	1	
66	2	5	
67	1	3	二度目の講演でしたが、再度感激です。所帯の多い自治会ですが、一つずつチャレンジしていきたいと考えました。
68	1	4	
69	1	4	
70	1	2	
71	1	3	勉強になりました。
72	1	4	
73	2	4	
74	1	1	
75	2	3	マスクの音が聞きづらいような気がしました。

令和7年度自治会活動発表会 アンケートまとめ

一連 番号	A	B	自由意見
76	1	3	自分たちの気持ちを引き締めるためにも聞きたいと思う。
77	無回答	無回答	講演内容は非常に参考になりました。自助、共助のあり方が防災、減災の鍵ということを再認識しました。ありがとうございました。